旧日本軍遺棄毒ガス・砲弾被害1次訴訟1審判決 事実認定

(東京地裁2003年9月29日判決より)

第3 原告らの被害事実の認定

1 松花江紅旗09号事件(毒ガス)

証拠 (甲15~17, 18の1~4, 19, 20, 21の1~4, 22の1・2, 23の1~3, 24~32, 38の1~5, 39, 40の1~4, 41~43, 44の1~3, 99, 100の1~3, 109, 110の1・2, 111の1・2, 112~115, 116の1・2, 134, 207~209, 証人 $\bullet \bullet \bullet$, 原告李臣本人) によれば, 以下の事実が認められる。

(1) 事故の発生

ア 1974年10月20日,午前2時ころ,黒竜江省佳木斯市内を 流れる松花江において,黒竜江航道局の作業員らが,紅旗09号と いう吸引式浚渫船で泥をさらう浚渫作業をしていたところ,佳木斯 市記念塔から上流約200メートルの地点で,吸泥ポンプからカン カンという大きな音がして,紅旗09号のメインエンジンが異常停 止した。

乗船して機械管理を担当していた肖慶武,原告劉振起,原告李臣 らが吸泥ポンプの修理に駆けつけ,手動リフトで吸泥ポンプの蓋を 開けると,ポンプの中から水があふれ出した。ポンプ内の水やあふ れ出た水は,黒色で,マスタードのような臭いがした。肖慶武らは, この液体が気化したガスを吸引した。原告李臣は,黒色の水に漬か ったリフトのチェーンを手でつかんで蓋を引き上げたため,体全体 に黒色の液体を浴びた。肖慶武の足は,ポンプからあふれ出た黒い 水に漬かった。

肖慶武がドライバーを使ってポンプの中を検査し、ポンプの中に 金属製の物が吸い込まれているのを発見したので、原告李臣が、黒 色の水が充満したポンプ内に手を入れてその金属製の物を取り出 した。原告李臣が取り出した物は、直径約10センチ、長さ約50 センチの砲弾であった。砲弾は、既にさび付いていて、頭部がつぶれて中から黒い液体が流れ出していた。原告劉振起は、原告李臣が取り出した黒い液体の流れ出ている砲弾を手で受け取り、黒い液体が体に付着した。

午前3時ころから,肖慶武,原告劉振起,原告李臣らには,めまい,頭痛,吐き気,嘔吐,呼吸困難,口の渇き,流涙,鼻水などの症状が発生した。

イ この砲弾は水中に投棄され、浚渫作業が続けられたが、午後6時 ころ、再び吸泥ポンプ内に砲弾を吸い込んだため、紅旗09号は作 業を停止した。

翌21日, 黒竜江航道局は, 軍分区, 市の武装部, 公安局, 防疫センターなどの関連部署に報告し, 22日, それぞれの部署が協力して砲弾を取り出した。砲弾は, 直径10.6センチ, 長さ50センチ, 重さ15キロで, 純度の高い銅製で2つ溝があった。外側は激しい腐食のため何が書いてあるかは分からず, 内側には液体が入っていた。これは, 最初に発見された砲弾と同じ形であった。

砲弾を開けると、中には刺激臭のある黒褐色の液体が見られ、下の方にはアスファルトのような物体があった。23日に防疫センターにより検査が行われ、その結果、砲弾の内容物はイペリット(マスタードガス)とルイサイトの混合剤であることが判明した。

(2) 肖慶武(原告孫景霞)の被害

ア 肖慶武(事故当時42歳)は、砲弾を発見した後、午前3時ころから めまい、頭痛、吐き気などを生じ、朝になると、目が赤く腫れ上がり、両足にも 腫れやかゆみが出て、赤い斑点や黄色い水疱ができ、嘔吐し始めて、全身が震え始めた。

翌21日,哈爾濱(ハルピン)医科大学病院へ入院した。マスタ

ードガス中毒症と診断されたが、この病院では治療ができないということで、25日、瀋陽の人民解放軍202病院に転院した。202病院では、マスタードガスによる皮膚火傷の治療を受けたが、11月ころから両目が腫れ、胸部や背中などにも赤い発疹が再び現れた。12月17日には北京の人民解放軍307病院に転院し、2か月ほど治療を受けた後に退院した。

その後も307病院へ行って治療を受けたが、目が赤く腫れて視力が減退し、歯が脱落し、呼吸が困難になり、両脚にはしばしば水疱ができて化膿した。両目の慢性結膜炎、慢性咽頭炎、手足の皮膚の炎症などに継続的に罹患し、内臓疾患により糖尿病総合症にも罹患した。1982年までには左足の指2本と右足の指1本が壊死して脱落し、1986年以降は両脚が壊死して寝たきりになり、生活面すべてに介護を要する車椅子の生活となって、1991年7月20日、マスタードガス中毒総合症により死亡した。

イ 肖慶武は, 1952年に黒竜江航道局に就職し, 1974年の事故当時は紅旗09号の副機関室長の地位にあった。事故当時は, 毎月, 基本給65元, 水上作業手当37.2元, 月賞与30元など合計133.2元の給与が支給されていたが, 事故後は病気休養となり, 基本給のみの支給となった。

死亡までの間の治療費は、黒竜江航道局が20万元程度を負担したが、残りは自己負担であった。

原告孫景霞は、肖慶武の妻である。肖慶武の看護のため仕事を辞めざるを得なかったうえ、治療費に充てるために家を2軒売却した。無理をして体を壊し、肖慶武の死亡後も仕事ができなくなった。生活は困窮し、現在も2万元余りの借金があって、返済できないでいる。

(3) 原告劉振起の被害

ア 原告劉振起(事故当時22歳)は、砲弾を発見した後、午前3時 ころから、めまい、頭痛、吐き気などを生じ、午前8時ころには、 両手が赤く腫れ、赤い斑点が現れるなどの症状が出ていた。その後、 斑点が黄色い水疱となり、午後6時ころには、水疱が大豆くらいの 大きさになって、両手、両上肢、首にまで広がった。

翌21日,ハルピン医科大学病院へ入院した。マスタードガス中毒症と診断され、患部の切断による治療を勧められたが、これを拒否した。24日、瀋陽の202病院に転院し、12月10日まで入院した。この入院中、両手には水疱ができて、びらんし、これに対しては、水疱を切開してアルコールと食塩水で消毒するという治療を受けた。

202病院を退院後、自宅で療養をしていたが、再び症状が悪化し、1975年12月17日から北京の307病院に入院した。原告劉振起の両手は傷跡が増殖して絶えず痙攣し、指と指の間がただれて粘膜のようなものが作られ、水かき状に癒着するという症状を見せていた。両手の指の癒着部分を切除する手術を2回受けて、1976年3月27日に退院した。

その後も症状は改善されず、皮膚は石鹸などの化学物質によりアレルギーを起こし、筋肉が萎縮して両手の機能には障害がある。そのほか、呼吸困難、倦怠感、脱力感、のどの渇き、不眠、流涙、傷口が化膿しやすく回復が遅いなどの自覚症状がある。

イ 原告劉振起は,1971年から黒竜江航道局に勤務し,1974年 の事故当時は,毎月,基本給45元,水上作業手当37.2元,月賞 与30元など合計112.48元の給与が支給されていたが,事故後 は病気休養のため基本給のみの支給となった。

事故後11年ほど在職し、人と接触することのない仕事をしていたが、定年前に退職することを余儀なくされて、その後は、現在ま

で仕事に就くことができないでいる。退職後も基本給は支給され、 1995年以降は基本給だけでなく手当も付くようになって、現在 は物価上昇に伴い毎月1144.5元の支給を受けているが、被害 に遭わないで働き続けていたとすれば、基本給と諸手当を合わせて 毎月2162.7元の支給が受けられていた。

治療費は、病院費用は黒竜江航道局が7割を負担しているが、病 院以外で購入する薬代を含めて、それ以外は自己負担である。

原告劉振起は、事故後に3回の見合いをしたが、2回はマスタードガスの被害者であることを知られて結婚を断られた。3回目の見合いでは被害のことをひた隠しにして、29歳で結婚したが、1995年になって被害のことが妻に知られ、離婚の話が何度も出た。

(4) 原告李臣の被害

ア 原告李臣(事故当時29歳)は、砲弾を発見した後、午前3時ころから、めまい、頭痛、吐き気、呼吸困難、口の渇き、流涙、鼻水などの症状が現れた。黄色い液体を嘔吐し、手がかゆくなり、体の力が抜けた。

佳木斯市内の病院で診察を受けたが、病名が分からず、その間に両手は赤く腫れ上がり、水疱ができていた。翌21日、ハルピン医科大学病院へ入院した。入院時には、両手の水疱はブドウの房のようになり、頭の上にも鳥の卵大の大きな水疱ができて、水疱からは黄色い液体が流れていた。24日には、瀋陽の202病院へ転院し、マスタードガス中毒症と診断された。水疱は全身に広がっていた。治療は、びらんした部分を切り取って消毒するという方法で行われたが、皮膚がただれると指と指の間には水かき状の膜ができて癒着した。12月10日、いったん退院した。

退院後2か月もしないうちに,再び病状が悪化した。両手だけでなく,陰部,肛門,口腔にも水疱が現れて,びらんするようになり,

呼吸も困難になった。1975年12月17日,北京の307病院に入院して治療を受け、指と指の間にできる異状膜を切り取る手術も受けた。1976年4月6日に退院したが、退院後また再発し、1977年6月9日に再入院して治療を受け、7月21日に退院した。

その後、現在に至るまで、局部の水疱、びらん、筋肉の萎縮による両手の機能障害、石鹸などの化学物質による皮膚のアレルギー、頭髪脱落、呼吸困難などの症状があり、ハルピン医科大学病院、ハルピン肛腸病院、黒竜江省海員総病院に通院している。1997年4月には、ハルピン市障害者連合会から、肢体障害3級という認定を受けた。

イ 原告李臣は、1968年から黒竜江航道局に勤務し、1974年 の事故当時は、毎月、基本給50.7元、水上作業手当37.2元、 月賞与30元など合計118.48元の給与が支給されていたが、 事故後は病気休養のため基本給のみの支給となった。

1995年以降は手当が付くようになり、1999年に定年前の退職をした。退職後も退職前の支給額の95パーセントが支給され、現在は毎月1038.65元の支給を受けているが、被害に遭わなかったとすれば、現在は毎月2229.7元の支給が受けられていた。

治療費は、病院費用は黒竜江航道局が7割を負担しているが、病院以外で購入する薬代を含めて、それ以外は自己負担である。

原告李臣は、治療法のない病気の苦しみや家族も扶養できないという屈辱感から、精神的に不安定な状態となり、2回にわたり自殺をしようとした。生活は困窮し、現在も2万8000元の借金が残っている。

2 牡丹江市光華街事件(毒ガス)

証拠(甲26,47~70,71の1・2,72~78,99,10 5~108,131~133,206,証人 \bullet \bullet \bullet ,原告仲江本人)によれば、以下の事実が認められる。

(1) 事故の発生

ア 1982年7月16日,午後6時ころ,黒竜江省牡丹江市光華街の建築文化宮前暗渠工事現場において,牡丹江市市政工程処の作業員らが下水道の敷設工事を行っていたところ,深さ2.5メートルに掘った溝の中から,直径50センチ,高さ85センチ,重さ約100キロのドラム缶が発見され,作業をしていた原告那世俊らがこの缶を掘り出した。缶の上蓋には栓が3つ付いていた。現場からは,同じ大きさのドラム缶が,あと2つ発見された。

原告仲江は、現場の監督者の地位にあり、報告を受けて現場へ行った。午後6時30分ころ、作業員の1人が横になったドラム缶の栓をつるはしでたたいて開けると、缶の中から液体が激しい勢いで噴出し、溝の側面に当たって跳ね返り、近くにいた原告仲江の目と顔、首、手などにかかった。原告那世俊の顔とズボンの股の部分にもかかった。液体は黒色で、腐ったニンニクのような強い臭いがした。

翌17日午前5時ころ,作業員の原告司明貴が工事現場に着き,作業を行っていたところ,滑って尻餅をついてしまい,腰や臀部などに黒い液体の混じった泥が付いた。午前6時ころ,ポンプ工の原告孫文斗は,同じ現場で溝の中の水をくみ出す排水作業をしていたが,その時に,黒い液体の混じった水に両足を漬けてしまった。

イ 牡丹江市市政工程処からの報告を受けて,市政府は衛生防疫センターに現場の化学検査をするよう要請した。鑑識の結果,ドラム缶から流出した液体はイペリット(マスタードガス)であることが判明した。

光華街付近は300平方メートルにわたって汚染され、18日か

ら、防化部隊が現場付近の視察と消毒作業を行った。19日の作業中に、直径75センチ、高さ110センチ、重さ約150キロのドラム缶がもう1つ発見された。4つのドラム缶の内容物を調査したところ、重さ100キロの3つの缶はイペリット、もう1つの重さ150キロの缶は青緑色をした液体で、アセトン、ベンゼンと少量の砒素が検出された。20日、防化部隊は、4つの毒ガス缶を郊外に運んで処分した。

その後、8月1日には、最初の発見現場から東に19メートルの 作業現 場でもイペリットが発見され、消毒処理が行われた。

(2) 原告那世俊の被害

ア 原告那世俊(事故当時22歳)は、黒い液体が顔にかかったので、 すぐに顔を水で洗ったが、その後、目が痛くなってきた。午後7時こ ろ宿舎に帰って寝ていたが、午後11時か12時ころ、目の痛みで目 が覚めた。股の部分にも水疱ができて、火傷のような痛みが生じ、め まい、吐き気、頭痛などの症状もあった。

翌17日は宿舎で休んでいたが、一緒に液体を浴びた原告仲江が 入院したと聞き、18日、牡丹江の人民解放軍209病院に入院し た。診断は、マスタードガスによる両眼薫傷、結膜炎であった。生 理食塩水での洗浄、薬剤の点眼などの治療を受けて、7月28日に 退院したが、退院した後も目の痛みは残っていた。

その後,動悸,息切れや,下痢がひどいなどの症状が出てきた。陰部にも,かさぶたのようなものができた。歯が何本も抜けた。現在も,めまい,動悸,息切れ,下痢がひどい,頭痛,胃痛などの症状がある。光に弱く,映画やテレビを見るとすぐに頭が痛くなる。胃の中はいつもだるくて痛く,張っていて,もう何年も正常に飲食ができない。

イ 原告那世俊は、事故があった1982年の冬、動悸、息切れがひど

く重労働ができないという理由で、牡丹江市市政工程処から解雇された。その後も十分に働くことができず、現在も、ペンキ塗りなどの簡単な仕事で生計を立てている。月収は400元ないし500元程度である。

原告那世俊は、1985年に結婚して長女が生まれたが、1987年に離婚した。満足に働けなくて貧しいことなどが原因であった。臨時雇いであったため、労災認定が受けられず、自費で治療をしなければならない。生活は困窮し、薬代などのために7000元の借金をしている。

(3) 原告仲江の被害

ア 原告仲江(事故当時20歳)は、黒い液体が目に入り、痛みで目が開け られなくなった。石鹸と水で液体を洗い流したが、目の痛みは消えず、熱や 咳も出てきたので、午後9時ころ、自宅へ帰った。寝ているうちに痛みがひどくなり、視界が真っ白になって何も見えなくなったので、午後12時ころ、牡丹江市第一人民病院で診療を受けた。咳がひどくなり、血膿を口から吐いたが、原因不明とのことで、いったん帰宅した。

その後、痛みが激しくなり、翌17日朝には顔に粒状のものや水 疱のようなものが出てきた。意識朦朧となり、牡丹江市第一人民病 院へ入院して、外用食塩水による局部洗浄などの治療を受けた。

18日,牡丹江の209病院に転院し,8月16日まで入院した。診断は、マスタードガスによる灼傷(頭部前面,首前面)、両眼薫傷、結膜炎であった。消炎処置や外用薬による治療を受けたが、その間、目がまったく見えない状態が10日間続き、顔は腫れ上がったままで、頭痛も続いた。

退院後も、頭痛が激しくなり、足に湿疹もできて次第に大きくなり、膿のようなものが出てきたので、10月7日、北京の307病

院に入院した。マスタードガスによる皮膚感染後遺症,慢性結膜炎, 屈光不正と診断され,11月2日,皮膚感染後遺症,慢性結膜炎に ついては好転,屈光不正については未治癒という状態で退院した。 退院時もまだ,目は二重に見える,頭痛が続くなどの症状が続いて いた。

その後も、二十数回の入院と通院を繰り返した。1983年ころからは血圧も高くなったほか、自覚症状として、足、背中、胸などの痛みがある。2000年ころ、牡丹江市第二人民病院の医師から、これらの症状は毒ガスにより神経系統が損傷を受けたことが原因であるという説明があった。現在も、目の痛み、耳、足の痛みなど全身の痛みが繰り返し起こる、周期性発作を起こして日常的に嘔吐を繰り返す、耳から水が出る、免疫力が低下し体に出来物ができて膿みやすい、視力低下が著しく強い光に我慢できないなどの症状がある。

イ 原告仲江は、1981年から牡丹江市市政工程処で勤務していたが、こ れらの症状のため、仕事に就くことができなくなり、困窮している。事故の翌年の 1983年にいったん仕事に戻ったが、体調が悪くて1か月しか働けず、1989年に再び復職したが、1週間しか続けることはできなかった。

現在は休業補償として、毎月330元の支給を受けているが、足りないので、親族から1か月に数百元から1000元程度、入院する場合には2000元から3000元の援助を受けている。同期入社の労働者は毎月1600元程度、管理職であれば毎月2000元程度の給与が支給されている。

医療費自体は、1995年12月以降は全額が補償されているが (それ以前は8割補償)、付添人の費用や食費は自費である。

原告仲江は、1988年に結婚して長女が生まれたが、1993

年に離婚した。働くことができず,生活が困窮していることが最大 の原因であった。

(4) 原告司明貴の被害

ア 原告司明貴(事故当時35歳)は、17日の昼食後、転んで泥が付いた両足が赤くなって腫れ上がり、腰、臀部、陰部には水疱ができて、かゆみや痛みがあった。夜には痛みが我慢できなくなり、18日、牡丹江の209病院に入院した。

入院時には、両側臀部、会陰部、左右大腿に紅斑が出て、黄色い液体を含む比較的大きな水疱が散在し、部分的にただれがあって血液のような液体がにじみ、両眼の結膜は充血していた。マスタードガスによる灼傷(両臀部、後躯、会陰部)、両眼薫傷、結膜炎と診断された。入院後、水疱の面積が広がり、水疱ができたところは潰瘍になって、臀部などには強い痛みがあった。9月3日に退院したが、マスタードガスによる火傷は四肢、躯幹の45パーセントに及んだ。その後も現在に至るまで、目の痛みは続き、風や日差しに当たると腫れ上がって出血する。歯茎の痛みも続き、既に4分の1ほどの歯が抜けた。胃の張り、下痢、腹痛などの症状も続いている。腰、臀部、陰部には水疱が潰瘍になって3センチ程度のケロイドが残っており、臀部の傷は、特に曇りの日や雨の日になると、痛みやかゆみが激しくなる。

イ 原告司明貴は、1982年の事故後は、このような症状のため普通には働くことができず、困窮している。現在は、故郷に帰り、兄の援助を受けながら、包丁研ぎをして1日数元の収入を得ている。

原告司明貴は、1986年に結婚したが、妻が8年間妊娠をしなかったので検査を受けたところ、自分が生殖能力を失っていることが判明した。妻は妊娠をしないまま、1996年に死亡した。

(5) 原告孫文斗の被害

ア 原告孫文斗(事故当時22歳)は、17日昼ころから、頭痛とめまいがあり、息苦しく、血混じりの咳も出た。水に漬かった足には出来物ができ、痛みも伴った。吐き気がして食欲もなく、目も乾いて、光を見るとまぶしく感じた。午後7時ころには、足の出来物が赤く小豆大に膨らみ、午後8時ころになると、出来物から黄色い膿のような液体が出てきたので、牡丹江市第一人民病院へ入院した。

18日から、牡丹江の209病院へ転院した。入院時には、両脛に紅斑と大小さまざまな水疱が散在し、部分的にただれて、血清のような滲出液が見られた。マスタードガスによる両脛灼傷と診断され、消炎、外用薬、清涼油などによる治療を受けて、8月16日に退院した。

事故後,胃の痛みが治まらず,消化不良の状態が続いていたので, 1985年に胃の大部分を切除する手術を受けた。びらん性胃炎で あった。その後,胃切除手術の影響で,1997年と2001年に は腸閉塞になった。歯も3本が抜けた。

現在も、胃痛、吐き気、嘔吐が常にあり、正常に飲食ができず、何度も下痢をしている。咳も常に出る。両脛はかさぶた状になっていて、乾燥するとひび割れ、雨が降るとかゆくなる。かさぶたは破れやすく、破れたところからは体液が出てくる。脛の部分に傷ができると、その傷跡は黒くなって固まり、そこに痛みを感じる。両眼は、砂のような異物が入っている感じがあり、いつも涙が出ている状態である。眼球全体が痛むこともある。目は風や光に弱く、強い光線が目に入ると目が見えなくなるので、映画もテレビも見ることができない。

イ 原告孫文斗は、1979年から牡丹江市市政工程処でポンプ工として勤務していた。1982年の事故後は、退院後2か月の休養をして 復職したが、体力がないので、1987年からは道路舗装用のローラ 一車の運転手として働いている。

常に体調が不良で休みがちのため、昇給の機会を何度も逃した。 健康であれば最低でも毎月1500元の給与が支給されるのに、毎月400元程度しか支給されない。毎月100元の奨励金も、支給を受けていない。

原告孫文斗は、1984年に、マスタードガスの被害者であることを隠して結婚し、長男が生まれたが、1995年になって妻に知られ、だまされたと言われるようになった。1995年12月からは医療費が全額補償されるようになったが、生活費や薬代の不足を埋めるため、親族から6万元の借金をしている。

3 周家鎮東前村事件(砲弾)

証拠(甲79~90, 98, 99, 117, 205, 証人●●●, 原告劉敏本人)によれば,以下の事実が認められる。

(1) 事故の発生

- ア 1995年8月28日,黒竜江省双城市周家鎮の東前村と東新村では、村民らが共同して、村の道に砂利を入れて車道を作る道路工事をしていた。東前村の斉広越、原告斉広春と、東新村の劉遠国の3人がグループとなって、東前村三家屯から北に向かう道路を修理していた時に、道路脇の畑から直径15センチ、重さ35キロの砲弾を発見した。
- イ 翌29日,午前9時ころ,道路近くの池の付近で,斉広越と劉遠国 が砲弾の信管を取り外す作業をしていたところ,突然砲弾が爆発した。 この爆発により,斉広越は即死した。劉遠国は,両腕切断,全身火 傷という瀕死の重傷を負い,その後9月16日に死亡した。原告斉 広春は,爆発現場から少し離れた所にいて重傷を負った。
- (2) 斉広越(原告張淑云,原告斉正剛)の被害 ア 斉広越(事故当時33歳)は、即死した。

原告張淑云は斉広越の妻,原告斉正剛(1987年10月16日生)は両名の子である。

イ 斉広越ら親子は、斉広越の父親、斉広越の弟の原告斉広春と同居し、 5人で生活していた。家業は農業であった。

事故当時,一家で30ムウ(1ムウは667平方メートル)ほどの畑を斉広越,原告斉広春と原告張淑云で耕作していた。トウモロコシ,大豆,スイカなどの作物を育て,耕作による収入は平均して年7000元から8000元であった。斉広越と原告斉広春は,1日おきに火力発電所でも働き,斉広越が毎月400元,原告斉広春が毎月500元ほどの給与を得ていた。

事故後は、斉広越の分として支給されていた畑15ムウを村に返還し、残りの15ムウを耕作するだけになって、収入は年4000元から5000元に減少し、家族4人の生活は困窮している。

原告張淑云は、斉広越の突然の死により、1人で農業をしながら、 幼い子だけでなく、老人と後遺障害を持つ義弟の生活まで面倒を見 なければならなくなった。原告斉正剛は、事故当時は小学校2年生 であったが、年150元の学費が支払えなくなり、現在は原告張淑 云の畑仕事を手伝っている。

(3) 原告斉広春の被害

ア 原告斉広春(事故当時26歳)は、現場で気絶しているところを村 民に助けられ、ハルピンの人民解放軍242病院へ運ばれて入院した。 左足の動脈と前脛骨筋の断裂、右前腕の短母指伸筋の断裂、橈骨の開 放性骨折、顔面火傷があり、目には砂などの異物が混入していた。

当日に手術をし、約20日間入院して治療を受けたが、治療費が 支払えなくなって、完治しないうちに退院をした。足の腱は手術費 用が出せないために切れたままで、歩くことや踏ん張ることも十分 にはできない。 イ 原告斉広春は、事故後は体調がすぐれず、十分に働ける状態ではない。軽い農作業を手伝うことはできるが、体力が必要な仕事はできなくなり、火力発電所の仕事も辞めさせられた。

病院の治療費は1万3000元ほどかかり、1万元は村民から借りて支払ったが、3000元は未払いのままである。村民からの借金も、大半が返済できないまま残っている。

- (4) 劉遠国(原告祁淑芳,原告劉敏,原告劉波)の被害
- ア 劉遠国(事故当時40歳)は、村民に助けられ、ハルピンの242 病院へ運ばれて入院した。昏睡状態で、右手は既に手首から先が飛ば されてなくなり、左手も皮一枚でつながっている状態であった。左下 肢も開放粉砕性骨折で、火傷は全身の35パーセントに及んだ。

翌29日,外科手術を受けて,残った左手を切断した。火傷には,びらんした表皮を取り除き,ガーゼと薬を患部に張り付ける治療が繰り返し行われたが,入院費用が支払えなくなって,9月15日に治療半ばで退院し,翌16日に死亡した。

原告 部 淑 芳 は 劉 遠 国 の 妻 で あ り , 原 告 劉 敏 は 両 名 の 長 女 , 原 告 劉 波 は 両 名 の 長 男 で あ る 。

イ 1995年の事故当時,劉遠国一家は16ムウの土地で農業を営み, トウモロコシ,大豆,スイカなどの作物を育てて,年1万5000元 ほどの収入があった。劉遠国が1日おきに火力発電所で働き,毎月6 00元ほどの給与も得ていた。

劉遠国の死亡後は、土地は7ムウを返還して9ムウに減り、火力 発電所からの収入もなくなって、生活は厳しくなった。それまで住 んでいた家は借金のため売却し、家族3人は原告祁淑芳の姉の家で 生活することになった。

原告祁淑芳は、農作業で無理をして体を壊した。事故当時、原告劉敏は高校2年生、原告劉波は中学1年生であったが、学費が支払え

なくなり、2人とも中退して、家計を支えるために働くようになっ た。

劉遠国の治療費は7万元かかった。村民からの寄付や親族らからの借金で6万元は支払ったが、1万元は未払いのままである。借金も、まだ5万元ほどが返済できないで残っている。